

令和3年5月10日

保護者の皆様

金沢市立緑中学校
校長 可長 俊太

「石川緊急事態宣言」下での新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い
(令和3年5月10日時点)

日頃より、本校の教育活動にご支援・ご協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、5月9日石川県より「石川緊急事態宣言」が発出されたことを受け、以下のとおり金沢市教育委員会より、感染症対策へのご協力についての通知が改めて出されました。
ご家庭においても感染症対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

令和3年5月10日

保護者の皆様

金沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い (令和3年5月10日時点)

5月9日、石川県より新型コロナウイルスの感染状況の急激な悪化を受け、県独自の「石川緊急事態宣言」が発出されました。本市においても、子供達の感染増加が続いている状況です。

このような状況下においても、学びの保障のため、学校では一層の感染症対策を講じていきますが、ご家庭におかれましてもご協力をお願いいたします。

■感染予防のための行動

- 1 基本的な感染症対策（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）の徹底
- 2 毎朝の健康観察（検温、体調の確認）
- 3 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 4 不要不急の外出自粛など「人との接触機会の低減」に努めること
- 5 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 6 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること など

■学校への連絡等のお願い

お子さまやご家族ともに、以下のいずれかにあてはまる場合は、学校に連絡するとともにお子さまの登校は控え、休養または自宅待機していただくようお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
- (2) 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- (3) 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- (4) 医師等の判断により検査を行った、または行うことになった場合

■差別や偏見の防止

ご家庭においても引き続き、差別や偏見の防止についてご協力をお願いいたします。

※裏面「石川県作成『石川緊急事態宣言』もご覧ください。」

石川緊急事態宣言

(対象期間：5月31日まで)

ご自身やご家族をはじめ大切な人の安全のためにも
「新しい生活様式の実践」「人と人との接触の回避」
「感染リスクの高い場面の回避」の徹底について、
ご協力をお願いいたします

「ステージⅣ 感染拡大緊急事態」への移行

- 大型連休の影響を待たずに、**感染状況が急激に悪化**

6日(木) 7日(金) 8日(土) 9日(日)

37人 47人 80人 63人

→ 2日連続(7日、8日)で過去最多を更新

大型連休終了後4日間で5件のクラスター発生

- 多くの指標が、**国の「ステージⅣ」の基準を超過**

本日の
モニタリング指標

| | 5/9 日 |
|------------------------|----------|
| 新規感染者数(人) | 306 |
| 感染経路不明者数(人) | 92 |
| 病床使用率(%) | 79.4 |
| 病床使用率(%) (宿泊療養施設含む) | 53.3 |
| 重症者用病床使用率(%) | 40.0 |

「石川緊急事態宣言」の発出①

外出の自粛等について

<以下の対応をお願いします>

- ・日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**していただくこと
特に、**20時以降の不要不急の外出自粛**、混雑している場所や時間を避けて行動することや、**感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じ**
ていない飲食店等の利用を厳に控えていただくこと
- ・**不要不急の都道府県間の移動**は極力控えていただくこと
- ・**路上・公園等における集団での飲酒など**、**感染リスクが高い行動**は行わないこと
- ・**医療機関・高齢者施設等における面会**は自粛していただくこと
- ・**発熱等の症状がある人は**、**出勤、登校や社会活動の参加**を控えていただくこと

「石川緊急事態宣言」の発出②

飲食店への時短要請について

◎実施期間の変更

- ・5月12日(水)～5月25日(火)
→ 5月12日(水)～ **5月31日(月)**

※要請内容

- ・金沢市:5時から20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで)
- ・金沢市を除く18市町:5時から21時までの時短営業(酒類の提供は20時まで)

◎カラオケ設備の利用自粛について

- ・**飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、営業時間内においても、その利用自粛を要請**